

令和5年度

第34回東松島市農業委員会総会議事録

令和6年3月25日

東松島市農業委員会

令和5年度第34回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和6年3月25日（月） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 貸貸借等の合意解約について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第6 議案第3号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について

閉 会

出席委員（14名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	—	2番	鈴木仁逸	3番	佐藤 祥
4番	熊谷 奨	5番	阿部喜生	6番	秋本 まゆみ
7番	小山 静子	8番	大山道保	9番	浅野 喜代志
10番	安部俊郎	11番	—	12番	小岩 敏幸
13番	大崎 康	14番	川村 勝雄	15番	安倍 民夫
16番	佐藤 栄宏				

遅参委員 なし

欠席委員（2名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	門馬 宏之	11番	本田 幸男		

出席事務局職員

事務局長 石 森 久 浩
 事務局長補佐兼農地係長 安 倍 浩 司

【 開 会 】

- 事務局長 : ただいまより、第34回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。
- 佐藤栄宏会長 : - 会長挨拶 -
- 会長の動向報告 -
- 事務局長 : 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしく願いいたします。

【 議 事 】

- 議長（佐藤栄宏会長） : それでは、議事に入ります。
本日は、1番門馬宏之委員、11番本田幸男委員から欠席届が出されております。ただいまの出席委員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより第34回東松島市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。
- 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、7番小山静子委員、8番大山道保委員のお二人を指名したいと思います、これにご異議ございませんか。

○各委員 : （「異議なし」との声あり）

- 議長（佐藤栄宏会長） : 異議なしと認め、お二人を指名いたします。
日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○各委員 : （「異議なし」との声あり）

- 議長（佐藤栄宏会長） : 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。
日程第3、報告事項1 賃貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

- 事務局長 : 議案の1ページをご覧ください。合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。
その1、小松字明神下245-1、106㎡、解約届出日は令和6年2月22日、耕作者の変更のため賃貸借契約の解約でございます。
その2、野蒜字山岸107-2、22㎡ 外 計3筆で1,654㎡、解約届出日は令和6年2月29日、中間管理事業での設定のため賃貸借契約の解約でございます。
その3、野蒜字羽黒103、4,601㎡ 外 計4筆で19,975㎡、解約届出日は令和6年2月29日、耕作者変更のため使用貸借契約の解約でございます。
その4、野蒜字山岸62-1、929㎡、解約届出日は令和6年2月28日、耕作者変更のため賃貸借契約の解約でございます。
その5、矢本字二反走267、1,021㎡ 外 計3筆で5,435㎡、解約届出日は令和6年3月11日、耕作者変更のため賃貸借契約の解約でございます。

その6、矢本字穴尻117-1、320㎡ 外 計2筆で1,243㎡、解約届出日は令和6年3月11日、耕作者変更のため賃貸借契約の解約でございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 日程第4、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明願います。

○事務局長： 議案の2ページをご覧ください。

その1、小松字館下111、1,955㎡ 外 計2筆で5,073㎡、10年間の賃借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 3番佐藤祥委員より聴き取り調査報告をお願いします。

○佐藤祥委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年3月20日。権利の種類は賃借権設定。出し手の理由は労力不足。受け手の理由は、相手方要望、耕作利便。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。通作距離については約1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。

次に、日程第5、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、上程いたします。

始めに利用権の賃借権設定を上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○事務局長： 資料は3ページとなります。公告日は全て令和6年3月29日となります。

その1、小松字明神下245-1、106㎡ 外 計4筆で2,609㎡。借賃は、金納で31,3

08円、期間については、令和6年4月1日から令和15年12月31日までの10年間となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員2番 鈴木仁逸委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○鈴木仁逸委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年3月20日。権利の種類は、賃借権設定。出し手理由は、労力不足であり、今回耕作者変更による。受け手理由は、規模拡大。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離約1kmで、農業経営の内容は、水稻の単一経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。

次に、その2を事務局から説明願います。

○事務局長： その2、赤井字北沖370-1、4,005㎡ 外 計2筆で10,010㎡。借賃は、金納で112,000円。期間については、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員6番 秋本まゆみ委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○秋本まゆみ委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年3月17日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、労力不足。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約10km。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その2を承認することに、ご異議ご

ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、本計画その2を承認することに決定します。

次に、その3からその4は関連がありますので、一括で事務局から説明願います。

また、浅野喜代志委員にかかる案件ですので、規定により退席願います。

○事務局長：その3、上下堤字南316—1、301㎡ 外 計2筆で1,244㎡。借賃は、物納で60kg。期間については、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となります。

その4、上下堤字南38—1、427㎡ 外 計4筆で2,917㎡。借賃は、物納で90kg。期間については、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：担当委員8番 大山道保委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○大山道保委員：報告いたします。

調査年月日は、令和6年3月22日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、労力不足。受け手理由、規模拡大。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約1km。農業経営の内容は、水稻、露地野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：質問なしと認め、採決いたします。本計画その3及びその4を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、本計画その3及びその4を承認することに決定します。

浅野喜代志委員は、入室願います。

浅野喜代志委員にご報告します。本件は原案のとおり承認することに決定となりましたので報告します。

次に、その5を事務局から説明願います。

安部俊郎委員にかかる案件ですので、規定により退席願います。

○事務局長：その5、野蒜字山岸71—1、866㎡。借賃は、物納で30kg。期間については、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員7番 小山静子委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○小山静子委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年3月23日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、労力不足。受け手理由は、規模拡大、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約0.5km。農業経営の内容は、水稲、大豆、麦の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その5を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その5を承認することに決定します。

本件は安部俊郎委員、小山静子委員にかかる案件ですので、規定により退席願います。

次に、その6を事務局から説明願います。

○事務局長： その6、野蒜字山岸62-1、929㎡ 外 計2筆で2,093㎡。借賃は、物納で60kg。期間については、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員9番 浅野喜代志委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○浅野喜代志委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年3月22日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、労力不足。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約0.5km。農業経営の内容は、水稲、転作各種の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その6を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、本計画その6を承認することに決定します。

安部俊郎委員、小山静子委員は、入室願います。

本計画その5及びその6は原案とおり承認することに決定となりましたことをご報告します。

次に、その7からその19は再設定となりますので、一括で事務局から説明願います。

○事務局長：その7、小松字明神下177-1、911㎡ 外 計9筆で8,179㎡。借賃は、金納で98,148円。期間については、令和6年4月1日から令和15年12月31日までの10年間となります。

その8、小松字中江下23-1、137㎡ 外 計6筆で2,051㎡。借賃は、物納で114kg。期間については、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間となります。

その9、小松字中江下34-1、730㎡ 外 計9筆で7,661㎡。借賃は、物納で421kg。期間については、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間となります。

その10、赤井字東385-3、2,067㎡。借賃は、物納で100kg。期間については、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間となります。

その11、赤井字館前208-1、322㎡ 外 計9筆で13,612㎡。借賃は、金納で137,000円。期間については、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間となります。

その12、赤井字下新丁68、1,123㎡ 外 計2筆で6,272㎡。借賃は、金納で68,000円。期間については、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間となります。

その13、大塩字中沢322-1、366㎡ 外 計6筆で7,559㎡。借賃は、物納で480kg。期間については、令和6年4月1日から令和16年2月28日までの10年間となります。

その14、赤井字川前三368、384㎡ 外 計10筆で8,424㎡。借賃は、金納で141,000円。期間については、令和6年4月1日から令和21年3月31日までの15年間となります。

その15、大塩字松木沢中13、2,347㎡ 外 計2筆で4,530㎡。借賃は、金納で45,300円。期間については、令和6年4月1日から令和26年12月31日までの20年間となります。

その16、大塩字新裏16、2,313㎡ 外 計2筆で3,778㎡。借賃は、金納で45,300円。期間については、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間となります。

その17、大塩字新裏22、1,369㎡ 外 計2筆で2,498㎡。借賃は、金納で35,000円。期間については、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間となります。

その18、赤井字上三番99、1,021㎡ 外 計7筆で16,331㎡。借賃は、金納で210,938円。期間については、令和6年4月1日から令和13年3月31日までの7年間となります。

その19、赤井字北田104-2、512㎡ 外 計4筆で4,141㎡。借賃は、物納で240kg。期間については、令和6年4月1日から令和16年2月28日までの10年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：質問なしと認め、採決いたします。本計画その7からその19を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、本計画その7からその19を承認することに決定します。
次に、所有権移転について上程いたします。
その1を事務局より説明願います。

○事務局長：その1、赤井字新館前198—3、978㎡。対価は350,000円。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：担当委員5番 阿部喜生委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○阿部喜生委員：報告いたします。

調査年月日は、令和6年3月17日。権利の種類は、所有権移転。出し手理由は、労力不足。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離約1kmで、代金の支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稲と露地野菜、転作作物の複合経営です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。
次に、その2を事務局から説明願います。
また、安部俊郎委員にかかる案件ですので、ご退席願います。

○事務局長：その2、野蒜字宇津185—2、394㎡ 外 計4筆で4,941㎡。対価は1,000,000円。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：担当委員7番 小山静子委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○小山静子委員：報告いたします。

調査年月日は、令和6年3月23日。権利の種類は、所有権移転。出し手理由は、労力不足。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離約0.5kmで、代金の支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、

水稻と大豆、麦の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その2を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その2を承認することに決定します。

安部俊郎委員、ご入室願います。

本計画その2は原案とおり承認することに決定となりましたことをご報告します。

次に、農地中間管理事業の一括方式について上程します。

その1からその6を事務局から説明願います。

○事務局長： 公告日は令和6年3月29日。転貸人は、全て、宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社となります。

その1、赤井字北田387-1、3、953㎡。借賃は、金納で39,530円。期間については、令和6年3月30日から令和16年3月31日までの10年間となります。

その2、赤井字中新丁66、2、687㎡ 外 計5筆で16,017㎡。借賃は、金納で160,170円。期間については、令和6年3月30日から令和16年3月31日までの10年間となります。

その3、矢本字立沼浦188-2、1、959㎡ 外 計17筆で13,764㎡。借賃は、物納と金納で、各々480kgと62,800円。期間については、令和6年3月30日から令和16年3月31日までの10年間となります。

その4、小松字鷹の池96-2、872㎡ 外 計2筆で1,340㎡。借賃は、なし。期間については、令和6年3月30日から令和16年3月31日までの10年間となります。

その5、赤井字南四216、1、624㎡ 外 計2筆で2,000㎡。借賃は、物納で90kg。期間については、令和6年3月30日から令和16年3月31日までの10年間となります。

その6、赤井字新南29-1、708㎡ 外 計4筆で4,010㎡。借賃は、物納で240kg。期間については、令和6年3月30日から令和16年3月31日までの10年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1からその6を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、本計画その1からその6を承認することに決定します。
次に、農地中間管理事業の一括方式にかかる賃借権による権利の移転を上程します。
それでは、その1からその3を事務局から説明願います。

○事務局長：その1、矢本字五反田68、1、021㎡ 外 計8筆で6,588㎡、借賃は金納で77,700円です。期間は県公告の翌日から令和8年12月31日までの3年間です。

なお、8筆の内の7筆については、現況は換地により矢本字五反田184—3、5、264㎡となっております。

その2、矢本字穴尻354—1、990㎡ 外 計8筆で6,122㎡、借賃は金納で73,100円です。期間は県公告の翌日から令和8年12月31日までの3年間です。

なお、8筆の内の3筆については、現況は換地により矢本字鹿石前187—2、2、360㎡となっており、残りの5筆については、現況は換地により矢本字鹿石前188、3、379㎡となっております。

その3、矢本字不動前235、985㎡ 外 計2筆で1,985㎡、借賃は金納で21,800円です。期間は県公告の翌日から令和9年4月30日までの3年間です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：質問なしと認め、採決いたします。本計画その1からその3を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、本計画その1からその3を承認することに決定します。

次に、日程第6、議案第3号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について、を上程いたします。

事務局より説明願います。

○事務局長：資料については、12ページからとなります。

農業委員会は、農業委員会による最適化活動の推進等について、毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価することとなっていることから、令和6年度の最適化活動の目標を設定するものです。

本総会で決定いただいた後、宮城県農業会議に意見を求めまして回答をいただいた後に、宮城県を通じて農林水産省へ提出をすることになっております。

その1、農業委員会の現在の体制については、人数等の変更はありません。

その2、農家・農地等の概要については、総農家数や基幹的農業従事者数に関しては5年に一度の統計データの直近の数値でございますので、昨年度と変更はありません。認定農業者数等に関しては、毎

年、本市農林水産課が農地の集積状況を3月末現在で把握をすることとされております。その情報を提供いただき、こちらの方へ反映をしております。耕地面積については、毎年度、宮城県から農地の集積状況に関する数値として示されているものです。昨年度は2,810haでしたが、今年度は田が2,400ha、畑については、普通畑が350haで合計2,750ha。今後の農業委員会として来年度以降の集積状況を把握する際には、この2,750haを分母として用いる数値となります。

最適化活動の成果目標として(1)農地の集積については、本市農林水産課が今年度末の数値を調整している段階でございます。先ほどの説明で管内の農地面積は2,750haです。このうち、認定農業者等へ利用権設定や農作業受委託等で集積した面積が今日現在で把握している面積は2,344ha、集積率は85.2%となります。昨年度末は84.5%でしたので、0.7%程度上昇しております。課題として、山間や狭小地などの耕作条件の悪い農地では集積が困難であるとしております。

目標として、最適化活動目標が設定された当初から令和13年度までに、集積率90%を掲げております。今年度85.2%の集積率から毎年度一定程度の集積率を増加させていき、目標達成を目指していくことから、今年度は新規集積面積を14haとし、今年度末の集積面積を2,358ha、集積率85.8%を目標としております。

遊休農地の解消については、農地の利用状況調査を基に1号遊休農地面積のうち緑区分は7ha、黄区分は9ha、合計16haとなります。課題は、集積の課題と同様です。

目標としては、令和3年度調査時の緑区分の農地が15haありました。令和6年度の緑区分の解消目標面積を3haとしました。また、黄区分の農地は令和3年度調査時にはなかったため0haとなります。また、前年度新規発生緑区分農地の解消目標としましては、令和6年度の調査結果にもよりますが、昨年度と同様に1.9haを目標としております。

新規参入の促進については、令和3年度は新規参入者が3経営体ありましたが、4、5年度はございませんでした。課題として、農地の確保が難しい。農作物の価格低迷や資材・燃油等の高騰などにより、安定した農業経営の見通しができないとしております。

目標として、権利移動面積は、総会等で許可された権利移動面積を過去3年間分の平均をとり、その1割程度の17.5haを農地所有者の理解を得ながら、新規参入者に対して情報提供をしていきたいと設定しています。

最適化活動の活動目標として、昨年度と同様に委員一人当たりの活動日数を10日/月と設定しております。活動強化月間としましては、11から12月末にかけて、利用状況調査結果をもとに、遊休農地解消に向けた声かけ等を実施していき、1から3月にかけて農地集積に向けた声かけを行っていきたいと考えております。

新規参入相談会については、2年前に合同会議開催同日に予定しましたが、事前応募がなかったため実施に至りませんでした。今年度は同時期の2月に相談会を実施予定としております。もしくは、移住定住相談の活動も他部局でしておりますので、そちらの部局とも共有しながら、確実に新規参入に向けた相談会を単独もしくは合同で1回程度は開催していきたいと考えております。開催にあたりましては、各農業委員の皆様にご協力いただきたいと思います。

説明は、以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの説明について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。議案第3号 令和6年度最適化活動の目

標の設定等（案）について、を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、議案第3号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について、を原案のとおり承認することに決定します。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。
これをもって、第34回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時22分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和6年3月25日

東松島市農業委員会会長 佐藤 栄宏

署名委員 7番 小山 静子

署名委員 8番 大山 道保